



市民の声を市政に反映

# 杉森ひろゆき

市議会議員 ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行  
**749号** 2019年3月5日  
 〒300-1235 牛久市刈谷町1-41-8  
 TEL・Fax : 870-0335  
 携帯 : 090-5587-7693  
 Mail : sugimori@max.hi-ho.ne.jp

## 広がる抗議の声

# 原電が東海第2再稼働宣言

日本原子力発電の村松衛（まもる）社長は2月22日に突然、茨城県と東海村、水戸市の3自治体を訪れ、各首長に東海第2原発の再稼働を目指す意向を表明しました。これに対し大井川和彦県知事は県独自で安全性を検証する県原子力安全対策委員会の判断が示される前の意向表明に「県を軽視しているとも思える不適切な対応だ」と批判したとのことです。

## 無神経な振る舞いに怒り



原電の突然の再稼働宣言に、原発いらない茨城アクション実行委員会が以下の通りの抗議声明を原電に届けました。

2019年2月22日、日本原電の村松衛社長は茨城県へ入り、県及び複数の自治体に対し「東海第2原発を再稼働する」意向を表明しました。私たち茨城県内の市民グループ・団体はこの無神経な振る舞いに強く抗議します。

本年1月13日から2月17日まで、茨城県主催、原子力規制庁による住民説明が実施されました。6ヶ所の会場で行われたこの住民説明会で、参加した茨城県民から出された意見、質問は、ほぼすべてが、「原子力規制委員会が東海第2原発に係る審査に許可・認可を与えたこと」への批判の声でした。この多くの茨城県民の反応は、福島原発事故の反省に立ち、「自分たちはどこで道を間違えたのか」、正しく認識した結果なのです。



## 牛久市とオエノンが包括連携協定を締結



根本洋治牛久市長と西永裕司オエノンホールディングス社長は1日、日本初の本格的ワイン醸造場である「牛久シャトー」の利活用を進めるため、包括連携協定を結びました。

連携内容は以下の通り。

### ①重要文化財

シャトー神谷旧醸造場施設の保存活用。

- ② 牛久シャトーの公開活用。
- ③ 牛久市が進める日本遺産認定推進事業。
- ④ 牛久市の観光やブランド振興・文化。
- ⑤ その他必要と認められる事項。

その認識に立てば、東海第2原発は絶対に再稼働してはならない原発だと判断できます。多くの茨城県民の反応はこの判断に基づいているのです。また近年実施された複数の世論調査でも茨城県民の過半数以上が東海第2原発の再稼働に反対しています。

村松社長はこの状況を知った上で今日の再稼働表明をしたのですか。

村松社長の視界に、茨城県民は入っていないのではないですか。

いま明らかになっているのは、茨城県において日本原電は地域と共生できていないこ

とです。だとすれば、やるべきことは再稼働宣言ではなく、茨城県民との共生の道を探るべきではないですか。東海第2原発を再稼働せずとも存続できる企業の姿勢を示すべきではありませんか。

本日の東海第2原発・再稼働宣言に強く抗議し、この原発の運転再開を断念することを求めます。

2019年2月22日

2月28日には原電と6市村が会合し、1市

村でも反対があれば先に進めないこと、原電と6市村で構成する「事務レベルの連絡協議会」を設置すること、住民の避難計画などを改めて検討する場を設けることなどを確認したといいます。山田東海村村長が語っているように、「原電が一方的に前に進むイメージが強い。協定に基づき協議されていくのか危機感を持った。」「自治体と原電の間で信頼関係出来ていない」というのは実感ではないでしょうか。

## 非正規労働者への差別判決弾劾!

### メトロコマース

東京メトロ（地下鉄）の売店やコインロッカー等を運営している東京メトロの関連会社・メトロコマースの非正規労働者でつくる全国一般東京東部労組メトロコマース支部が正社員との賃金差別をなくすために闘っている裁判の控訴審で、**東京高裁**は2月20日、非正規労働者への差別を認める不当判決を言い渡しました。

### 一部の手当支給は認める

判決は、一審の東京地裁判決と異なり、退職金の一部、住宅手当、褒賞（ほうしょう）金の支払いを認めました。いずれも労働契約法20条が施行された2013年4月以降のものです。なお、一審段階で認められていた残業手当の割増率の差額については会社側の控訴を棄却し、高裁段階でも認められました。

### 退職金は正社員の4分の1?

他方、毎月の基本給の差、資格手当の有無、賞与の差は不合理と認めず、退職金は正社員の4分の1という低い額しか認めませんでした。また、原告4人のうち瀬沼組合員は労契法20条が施行された段階では定年後の継続雇用だったとしてすべてを棄却されました。

同支部の請求は何ら過大なものではなく、正社員と同じ駅売店で同じ仕事をしてきたのだからすべてが認められて当然のものばかり



です。手当の一部や、ましてや何の根拠もない「正社員の4分の1」といった判決ではまったく納得できません。差別の一部をなくす代わりに残りの差別を温存するような判決を認めるわけにはいきません。

判決の主文を裁判長が言い渡した際、傍聴席からはすぐさま「不当判決だ!」の声が次々と起きました。その後、約150人の仲間とともに東京高裁正門前で不当判決に抗議するアピール行動を行い、「差別判決を許さないぞ!」のシュプレヒコールをあげました。

さらに支部組合員と弁護団による司法記者クラブでの記者会見と弁護士会館での報告集会を開きました。原告となった支部組合員4人は「最高裁に上告する」「差別が撤廃されるまで闘っていく」などと今後も闘う決意を述べました。